

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本契約に係る契約の締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成26年3月11日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

補助52号線沿道地区 地区計画等検討及び沿道懇談会運営支援業務委託

#### (2) 目的

世田谷区は、これまで東京都市計画道路幹線街路補助線街路第52号線（以下「補助52号線」という。）を含む2地区（世田谷区役所周辺地区及び豪徳寺駅周辺地区）で防災街づくりを進めており、平成26年度からは都の不燃化推進特定整備地区を活用し、さらなる不燃化の推進を図ることとしている。一方、東京都は、補助52号線の環状7号線から世田谷線の区間を木密地域不燃化10年プロジェクトの特定整備路線として選定し、整備に向けた取り組みを進めている。また、世田谷線から東京都市計画道路幹線街路補助線街路第128号線までの区間についても、「区部における都市計画道路の整備方針」において第三次事業化計画優先整備路線とし、平成27年度までに事業に着手する予定である。

補助52号線の整備は、延焼遮断帯の形成による地区全体の防災性能の向上を目的のひとつとしている。整備に併せて沿道の不燃化による適正な土地利用を実現するため、沿道懇談会を開催し、街の将来像の検討を行う。

#### (3) 対象区域

補助52号線沿道地区（詳細は図-1参照）

#### (4) 業務内容

##### 1) 補助52号線沿道地区の街づくりの検討

###### i) 街の将来像の検討

沿道地区の現況と課題を整理するとともに、住民参加による街づくりの方向性を検討し、用途地域の変更等を見据えた街の将来像をまとめる。

###### ii) 実現化手法の検討

街の将来像の実現に向けて、街づくりのルールとしての地区計画等の規制誘導手法や、補助事業等の導入の検討を行う。

##### 2) 沿道懇談会の運営等

###### i) 沿道懇談会の開催（5回程度）

補助52号線の整備による影響を受ける範囲（沿道の30m程度）を対象に区内住民及び関係権利者による沿道懇談会を開催する。街づくりニュースを発行する

とともに、沿道懇談会の議事資料、議事録の作成を行う。

ii) 沿道懇談会運営の支援

沿道懇談会では模型等で具体的な街のイメージの説明を行い、必要に応じて専門家等を活用し、地区内住民及び関係権利者の意向をまとめ、合意形成を支援する。

iii) 関係機関協議に係る補助

東京都等関係機関の協議に係る資料作成等の補助を行う。

(5) 履行期間

平成26年5月下旬から平成27年3月下旬まで（予定）

## 2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成21年度以降に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における都市計画法に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 平成21年度以降に、世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績があること。

## 3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

## 4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (3) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (4) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (5) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) ヒアリング（専門性と技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

## 5. 手続等

- (1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：小幡、長谷川）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

電話：03-5478-8031 / FAX：03-5478-8019

E-mail：[SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

窓口受付時間（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成26年3月11日（火）から平成26年3月25日（火）

2) 交付場所及び方法

①上記（1）にて窓口配布

②世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#)→[くらしのガイド](#)→[住まい・街づくり・交通](#)→[街づくり](#)→  
[北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成26年3月25日（火）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成26年4月21日（月）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有

件 名：（仮称）平成27年度補助52号線沿道地区 地区計画等策定委託



平成27年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

(5) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(6) 詳細は、5.（2）の説明書による。

図-1 補助52号線沿道地区の区域図



-  補助52号線沿道地区
-  補助52号線 (幅員20m)